

特定施設（騒音）

騒音規制法施行令第1条 別表第1（27施設）

選定基準：

- ・ 主に屋外に設置される施設については、1 m離れて80 dB以上
- ・ 苦情発生件数、地方公共団体の意見、条例による規制状況 等

1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動力の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱石用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット以上のもの

	の、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
へ	かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造形機(ジョルト式のものに限る。)

注:「空気圧縮機」に、冷凍機に用いる物は含まれない。

特定施設（振動）

振動規制法施行令第1条 別表第1より

選定基準：

- ・ 発生源から5m離れた地点で概ね60dB以上
- ・ 苦情発生件数、地方公共団体の意見、条例による規制状況 等

1	金属加工機械
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ハ	せん断機（原動力の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋石用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造形機（ジョルト式のものに限る。）

注：「空気圧縮機」に、冷凍機に用いる物は含まれない。

特定施設

(福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例)

規則第4条 別表第3より

イ	金属加工機械
(一)	圧延機械(*1)
(二)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)(*2)
(三)	せん断機(原動機を用いるものに限る)(*3)
(四)	ブラスト(*4)
(五)	高速切断機及びプラズマ切断機
(六)	研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛版研磨機以外は2台以上であること。)
ロ	クーリングタワー
ハ	ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)
ニ	ロータリーキルン
ホ	重油バーナー(重油の使用量が1時間50・以上のものに限る。)
ヘ	電気炉(変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。)
備考	次に掲げる施設を除く。 一 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設 二 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物 三 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物 四 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に係る同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置される施設

*1: 原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものは除く。

*2: ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものは除く。

*3: 原動機の定格出力が3.75kw以上のものは除く。

*4: タンブラスト及びタンブラスト以外のものであって密閉式のもの。